

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱細目（障害）

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金（障害）の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱（障害）（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第1 交付要綱別表2（第5条関係）の別に定める補助対象面積、補助単価及び補助基準額は、次のとおりとする。

1 耐震改修

(1) 補助対象面積

各事業における補助対象面積は、施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震改修を実施する延べ面積（㎡）とする。

(2) 補助単価

補助単価は、57,000円/㎡とする。ただし、耐震診断の結果、構造耐震指標の値（以下「I s 値」という。）が0.3未満相当である場合は62,700円/㎡とする。

2 仮設施設整備

補助基準額は、一施設当たり30,900,000円とする。

第2 交付要綱別表2（第5条関係）の別に定める基準は、次のとおりとする。

1 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行。以下「新耐震基準」という。）前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造のI s 値が0.3に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q 値」という。）が0.5に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI s 値がおおむね0.7を超え、かつq 値が1.0を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物又は平成12年5月31日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは2階建てで在来軸組工法の建物で、木造の構造耐震指標（以下「I w 値」という。）が0.7に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係るI w 値がおおむね1.1を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

2 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

前項の基準に満たない建物のうち、建築基準法における新耐震基準前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の I_s 値が 0.3 以上で、0.7 に満たないこと、若しくは q 値が 0.5 以上で、1.0 に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係る I_s 値がおおむね 0.7 を超え、かつ q 値が 1.0 を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準前の基準により建築された建物又は平成 12 年 5 月 31 日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは 2 階建てで在来軸組工法の建物で、 I_w 値が 0.7 以上で、1.1 に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

なお、補強後の当該建物に係る I_w 値がおおむね 1.1 を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

3 耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設

仮設施設の整備に当たっては、以下の基準を全て満たすこと。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法等関係法令に適合すること。
- (2) 仮設施設が、耐震改修を行う障害者（児）施設等に適用される法律、要綱等の基準に適合すること。
- (3) 仮設施設を利用する入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面も十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。

第 3 この補助金の交付に当たっては「社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会運営要綱」（昭和 47 年民生局長決定）に準じた「審査要領」に基づく審査を行うこととする。

附 則

この細目は、平成 21 年 12 月 28 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細目は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細目は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日より適用する

附 則

この細目は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、令和7年4月1日から適用する。